

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 1 | 1号機 | タービン建屋地階バッテリー室の床面及びファンネルに変色腐食が認められたため、当該床面及びファンネルを点検・修理 | D | |
| 2 | 1号機 | 中性子計測系中性子源領域モニタ（CH-22）定例試験において、測定状態表示用ランプの点灯不良が認められたため、当該モニタを点検・修理 | C | |
| 3 | 2号機 | タービン補機冷却系熱交換器（C）チューブの渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（計3本）が認められたため、閉止栓を施工 | D | |
| 4 | 2号機 | 活性炭ホールドアップ装置用の計装用空気圧縮機（2号機用）の運転用圧力スイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 第1給水加熱器（B）出口電動弁の開度計に指示値不良が認められたため、当該開度計を点検・調整 | D | |
| 6 | 3号機 | 移動式炉内計装系検出器駆動装置（A）に駆動不良が認められたため、当該検出器を交換 | D | |
| 7 | 4号機 | 廃棄物処理系機器ドレンフィルタ空気加圧弁駆動用エアフィルタケースにエアリークが認められたため、当該フィルタを点検・修理 | D | |
| 8 | 5号機 | 所内ボイラ清缶剤タンクレベル計の下部取り出し配管の接続部ににじみ及び薬品の析出が認められたため、当該を点検・修理 | D | |
| 9 | 5号機 | 主発電機密封油装置真空ポンプ（A）のドレンチャンバ内部に汚れが認められたため、当該チャンバを点検・清掃 | D | |
| 10 | 5号機 | タービン補機冷却系熱交換器（C）海水側入口弁または出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 11 | 5号機 | 原子炉建屋2階換気空調系外気（給気）処理装置室床ドレン及びブーストームファンネル名称の誤記（2箇所）が認められたため、当該ファンネルの誤記を修正 | D | |
| 12 | 5号機 | タービン建屋換気空調系送風機（C）の軸受潤滑油タンクのドレン閉止栓に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 13 | 6号機 | 主変圧器防災装置用放水弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 14 | 6号機 | 非常用電気品室内空調機の底部の腐食穴より結露水のリークが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 15 | 集中環境施設 | 雑固体廃棄物焼却炉（A）の固着灰除去装置用移動台車が後退端まで戻らず、走行不良となったため、当該台車を点検・修理 | D | |
| 16 | その他 | プラントデータ表示システムの伝送装置（2台中1台）に電源の故障を示す警報が発生したため、電源部を交換 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで